

特集 女性差別撤廃委員会第6回 日本報告書審査とマイノリティ女性



審査が行なわれたニューヨークの
国連本部

7月23日、ニューヨークの国連本部で女性差別撤廃委員会による第6回日本報告書の審査⁽¹⁾が行なわれました。審査としては4回目になります。審査には、アイヌ女性・部落女性・在日コリアン女性・沖縄女性そして移住女性が参加し、通訳やインターンなどIMADR関係者を含め12名で、委員への働きかけを積極的に行ないました。今回の特集ではその内容を俯瞰するとともに、それらを通じて何を感じたか、審査の内容はどうだったのか。審査に参加した皆さんに寄稿していただき、関連箇所の審議録を掲載しました。なお、本誌編集集中に同委員会から日本政府に対する総括所見(勧告)が発表されたため、関連箇所の翻訳も掲載しました(編集部)。

立ち上がりつながったマイノリティ女性のパワー結実 ——審査と総括所見

原 由利子 (IMADR/IMADR-JC事務局長)

- (1) 日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准し、定期的な同条約の実施状況について、女性差別撤廃委員会に日本報告書を提出している。今回は日本が提出した第6回目の報告書に関する審議。審議は日本報告書、委員会が事前に日本政府に送った質問書およびその回答、をもとに行なわれる。
- (2) 詳細はIMADR-JC編『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通じて』(解放出版社発売、2003年)
- (3) 詳細はIMADR-JC他編『立ち上がりつながるマイノリティ女性—アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査報告と提言』(解放出版社発売、2007年)
- (4) Peoples for Human Rights Vol.12 “Minority Women Rise Up: A Collaborative Survey on Ainu, Buraku, and Korean Women in Japan” (立ち上がるマイノリティ女性:日本のアイヌ・部落・在日朝鮮人女性に関する共同調査)、IMADR発行、2009年。
- (5) 要請とは、①日本審査にあたり、調査実施の勧告を出すこと、②締約国が委員会に提出する定期報告書の中にマイノリティ女性の包括的情報も含めるよう、報告ガイドラインに加えること。③マイノリティ女性に対する複合差別に関する一般的な勧告を出すこと。
- (6) 審査の約1年前からこうした取り組みはすべて、前回審査の際に結成した日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(INNC)の枠組みで行なった。今回の審査にはその構成団体から84名の女性運動・研究者・NGO関係者が参加した。

日本の人権政策や女性政策には、マイノリティ女性に関するデータや政策は一切ない。その必要性も認識されていない。その状況を少しでも変えるため、部落女性、アイヌ女性が2003年に行なわれた前回審査に出向き、委員会への積極的な働きかけを行ない、それによって、マイノリティ女性に対する複合差別が重要課題としてとりあげられた。その内容は女性たちの主張の正当性を後押ししただけでなく、女性たちに自信と力を吹き込んだ⁽²⁾。その後日本政府に送られた勧告では、次回報告書にマイノリティ女性に関する包括的情報を盛りこむよう求められた。しかし日本政府にデータ収集や調査をする意思がまったくなかったことから、アイヌ・部落・在日コリアン女性が、数年かけて自分たちの手でアンケート調査をそれぞれ実施した⁽³⁾。その過程で女性たちは、自分たちの経験を言葉や数字という見える形にし、政府交渉などさまざまな取り組みを重ねてきた。今回の審査には、それらの取り組みを通じてますますエンパワメントされた女性たちが参加。調査に基づく自分たちの現実を具体的に示し、委員も高い関心を示した。その結果、審査ではマイノリティ女性に関する政策や調査の必要性に加え、教育・雇用・ヘルスケアについての具体的な言及など、日本政府への一歩踏み込んだ質問が続いた。そして8月に日本政府に送られた総括所見の勧告には、その内容が反映された。本稿ではマイノリティ女性に関してどう

だったのか、総括所見の内容を踏まえ報告する。なお、審査での委員の発言録、総括所見の翻訳については、本誌12-13頁を参照願いたい。

1. 日本報告書と委員会への働きかけ

2003年の勧告では、マイノリティ女性に関する教育・就労・健康・社会福祉・暴力に関する包括的な情報を提供するよう求められていたが、第6回日本報告書にはマイノリティ女性に関する見出しが加わっただけで、その3段落の文中にはマイノリティ女性に関する記述もデータも一切なかった。審査の半年以上前に委員会から日本政府に送られた質問書では、2003年勧告と同じ要請がなされていたため、「アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査」の結果を抜粋しNGO回答として委員会に事前に送付した。また、今回審査にあわせて、調査報告と女性たちの声の英訳書籍を出版し⁽⁴⁾、全委員へ要請の書面を添えて手渡した⁽⁵⁾。現地では、審査前日の昼休みに委員へのブリーフィングを行ない、今回の特集に寄稿いただいている団体の皆さんとIMADR-JCが、それぞれ短時間に凝縮した発言を行った⁽⁶⁾。また、事前に会議の合間をぬって女性たちが委員に現状を訴え、審査で日本政府に質問してほしい内容をメモで伝えた。今回、行動を共にした12名は朝早くから夜まで、国連本部のカフェテリアを拠点とし、働きかけをしてはNGOブリーフィングでの発言原稿づくり、委員に渡す質

問案、勧告案づくりに励んだ。日本審査の翌日も会場に向かい、他国審査を傍聴しつつ合間に遠慮がちに働きかけた際は、委員が感心し温かい微笑みに包まれた。

2. 審査と総括所見

女性差別撤廃条約は締約国の数が多く（186カ国）、数多くの報告書が出されて審査が追いついていかなかったため、委員会がAとB、2つのチェンバー（グループ）に分かれて同時に各国の審議を行なうようになった。日本審査は、日本からの選出委員（林陽子委員、IMADR-JC理事）を含まないチェンバーBの11名の委員によって行なわれた⁽⁷⁾。

7月23日朝10時に議長開会がなされ、南野政府代表（参議院議員）が30分のスピーチを行なった後、条約の1～6条、7～9条……と4つのパートに分け、まず委員が日本政府に質問し、政府がまとめてそれに答える形で、午後5時まで、5時間にわたり質疑が繰り返された。

日本政府は審査に20名が参加。回答責任者の岡島男女共同参画局長は7月に着任したばかりで委員会からの質問に要領よく答えることができず、各省庁の担当者が案件ごとに答える形となった。審査を受けて委員会から日本政府に送られた総括所見は8月7日付となっており、8月中旬に公表された。「はじめに」のほか、「肯定的側面」が6段落分、「主な領域の懸念と勧告」が47段落分（13～60段落）という構成である。前回審査の「懸念と勧告」が22段落だったのに比較すると、今回はその2倍以上の懸念と勧告が出されたことになる。

1) 全体に共通する課題

「女性差別撤廃条約は日本では宣言なのでしょうか？」「条約であれば、情報をウェブサイトに掲載したりするだけでなく、国内法より上位または国内法として、それに合わない法律があれば、それを是正する必要があります」。前回審査も担当したシモノビッチ委員（クロアチア）が審査の終盤、政府のそれまでの答弁をただすかのようにそう投げかけた。何度審査を行なっても勧告を出しても遅々として状況が変わらない。そんな委員たちのフラストレーションは総括所見に反映された。「主な領域の懸念と勧告」では、日本政府には条約の全条項を制度的・継続的に実施していく

責務があり、総括所見に示される懸念と勧告を次回報告書の提出までの優先取り組み課題とすること（13段落）、条約上の締約国の義務を完全実施する第一義的な責任は政府にあることを再確認しつつ、国会が総括所見の実施と次回報告書の報告過程に関与すること（14段落）、今回の総括所見に加えて、前回審査の勧告で未実施の事項を実施するようあらゆる努力を払うこと（16段落）、条約に抵触する民法の差別的な規定を廃止する民法改正（結婚最低年齢を男女とも18歳とすること、女性にだけある再婚禁止期間の廃止、夫婦別姓を許容する制度の導入、婚外子に関する差別規定の廃止）を速やかに行なうこと（18段落）を求めている。

シモノビッチ委員は審査の最初にも「条約が宣言としてしか受け止められていないことを変えるためには選択議定書を批准する必要があると思う」と述べている。条約上の権利侵害に関して国内の救済手段で救済されなかった場合の、委員会への個人通報制度を備えた選択議定書の批准は、複数の委員からその必要性が強調された。NGO共通の課題として優先的に実現をめざすことがJNNCとして約されていたのも、選択議定書の批准である⁽⁸⁾。今や法体系が異なる98カ国が批准しており、「司法権の独立の観点から問題が生じる恐れがある」という政府の答弁は説得力を持たない。総括所見では、選択議定書の批准が繰り返し勧告され、条約が法的拘束力を持ち、国内法制度の中で十分に適用されるよう速やかな措置がとられること、裁判官・検察・弁護士への条約と一般的勧告について意識啓発等が勧告された（20段落）。

さらに、国内人権機関の設立について、前回審査や他の人権条約機関の勧告にもかかわらず実現していないことが憂慮されるとともに、人権理事会の普遍的定期審査で日本政府が積極的検討を約したことを踏まえ、日本政府が明確な期限内にパリ原則に則った独立した国内人権機関を設立するよう勧告された（23、24段落）。



写真上：日本からは84名が参加。JNNCの事前打ち合わせ
写真下：委員に対する働きかけ

(7) 委員の中で国ごとに審査の担当が決められており、その委員を中心に総括所見も作られることになるが、日本報告担当は中国のシャオキャオ委員だった。

(8) JNNCでは審査での結果を追い風に、8月総選挙の前に、各政党宛に「選択議定書の批准」に関する政策アンケートを行ない、ウェブサイト (<http://www.jaiwr.org/jnnc/>) にその結果を公表している。

2) マイノリティ女性・移住女性

先住民アイヌ・部落・在日コリアン・沖縄・移住者の女性に関する審査での委員の言及は、本稿に続く各報告と「審査での発言録」の通りである。11名のうち5名の委員が言及し重要課題の1つとなった。主な内容は、マイノリティ女性に関する問題への取り組み、包括的情報の提供、具体的な政策・プログラム・対策を講じるための実態調査の実施、教育へのアクセス、労働市場において特に弱い立場にあるマイノリティ女性と移住女性を市場に統合していくための具体的な対策、ヘルスケアへのアクセスを確実にするための政策やプログラム・支援の意図の有無、複合差別に直面する移住女性への政策などである。

それに対して日本政府は、「日本国憲法の平等規定はマイノリティにも適用されている」、「特別な施策の必要性は認識していない」、「人権教育・啓発法による人権教育に努める」など、非常に消極的な答弁を行なった。そのため、政府回答に続くフォローアップの質問でさらにラゼック委員(アフガニスタン)は、マイノリティ女性についての実質的な回答はまったくないとして、マイノリティ女性が低識字率、ドメスティック・バイオレンス(DV)、保健へのアクセスのしにくさなどに直面していることなどから、マイノリティ女性に関する政策の必要性を再び説いた。

そして総括所見では、「マイノリティ女性」の項目のもとに、4点にわたる踏み込んだ勧告がなされた。すなわち、①マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す、②マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す、③日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めること、④先住民アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施すること、である。

また、「被害を受けやすい女性集団(Vulnerable groups of women)」の項目では、雇用・医療・教育・社会的便益へのアクセスに関して、複合差別をしばしば受けている農村女性、シングルマザー、障がいをもつ女性、難民および移住女性のグループに関する情報と統計資料の欠如に留意し、次回定期報告において、条約の対象であるすべての領域における被害を受けやすい女性集団の実情を包括的に表す全体像と具体的なプログラムや成果に関する情報を提供しよう要請し、被害を受けやすい女性集団の特定のニーズを満たすようなジェンダーに特化した政策とプログラムを採択しよう求めた(54段落)。

それだけではない。今回初めて、それ以外の項目の中でマイノリティに関する勧告が出された。「女性に対する暴力」の項目では、委員会はDVおよび性暴力の女性被害者が申し立てを行ない保護を求める時に直面する妨害に憂慮し、「特に、移住女性、マイノリティ女性および被害を受けやすい集団の女性が、ドメスティック・バイオレンスや性暴力の事件を通報することを妨害されるような不安定な状況にあることに憂慮する」(31段落)とした。そして「締約国が移住女性および被害を受けやすい集団の女性を含む女性たちが、申し立てを行い、保護と救済を求めることができ、それにより暴力的あるいは虐待的な関係に留まる必要がなくなるよう、質の高い支援サービスが提供されるよう保障するよう勧告」し、「ドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の通報を容易にするために必要な措置を取るべきである」とした上で、「これら被害を受けやすい女性の集団に向けた包括的な意識高揚プログラムを全国的に実施するよう勧告」した(32段落)。

さらに、「政治および公的活動への平等な参加」の項目では、「委員会はマイノリティ女性の政治および公的活動への参加に関する統計資料の欠如に留意する」とし、「政界や公職、学会、外交官における、移住およびマイノリティ女性を含む女性の代表に関するデータおよび情報を次回の定期報告で提供しよう要請する」(42段落)とした。

3) 人身売買、「慰安婦」問題

人身売買に関して審査ではアオリ委員(ケニア)が詳細な質問を行なったが、注目すべきは「この問題に対処する包括的な法律がな

写真上:ランチタイム・ブリーフィングにて
写真下:日本審査の様。前列に日本政府、その後ろに委員、後列でNGOが傍聴



い。委員会としては包括的な人身売買についての一体化された法律が必要であると考えている」との指摘だろう。また、日本の外国人研修生・技能実習生制度が人身売買の温床になっていることへの懸念が示された。さらに7月に国連の人身売買に関する特別報告者が日本を公式訪問したことにふれ、どうい議論がなされたのかを問うた。総括所見では、「人身売買の被害者の保護と支援のためのさらなる措置をとり、女性の経済的状況を改善する努力を高めることで搾取や人身売買に対して彼女たちが被害を受けやすい状態を取り除き、人身売買の根本的原因の解決に取り組み、同時に売春からの搾取と人身売買の被害者である女性や少女の社会復帰および社会統合のための措置を取るよう要請」し、研修生制度や同制度におけるビザの発行を注意深く監視するよう要請した(40段落)。

戦時性奴隷制「慰安婦」の問題に関しては3名の委員が詳細な質問をした。シャオキャオ委員(中国)は、日本政府の従来通りの答弁に対して、国際人権条約機関などでも何度も繰り返されてきた説明にすぎないことを指摘し、この問題から逃げずに直視し、対応して欲しいと迫った。そして総括所見では、「委員会は、被害者への補償、責任者の処罰及びこの犯罪についての公衆の教育を含む『慰安婦』の状況の恒久的な解決を見出すため、緊急に努力するようとの締約国に対する勧告を繰り返す」(38段落)とした。

3. 成果と課題

今回の審査の成果は、前述の委員の言及や総括所見の勧告そのものである。そして、前回審査に参加したアイヌ女性や部落女性に加えて、今回、次頁から寄稿してくださっている皆さんの参加も得て、12名が絶妙のチームワークで審査に臨めたことだ⁽⁹⁾。現地で時間を共有し、さまざまなことについて語り合いつつ協働できたこともよかった。

審査と総括所見で残念だったのは、セクシャルマイノリティの課題が、事前と現地での情報提供にもかかわらず、一切ふれられなかったことである。セクシャルマイノリティの課題に理解がないと聞いていた委員に私たちが現地で働きかけたところ、民族的マイノリティの課題に関しては非常に理解があり、複雑な思いになった。審査や総括所見の内容が、委員の関心・資質やNGOからの情報提供・

働きかけに大きく依存している現実があることは否めない。

総括所見の勧告は、活用しなければ存在さえも知られずに絵に描いた餅に終わる。審査の内容に至っては記録に残さなければ誰にも伝わらない。まずは多くの人、とりわけマイノリティの運動にかかわる人びとに、審査と勧告の内容を知らせることが課題である。審査に参加した皆さんやその組織の皆さんとともに、本誌での特集や前述のDVDも活用しながら、その内容と意義が多くの人に伝わるよう努めたい。

そして多くの人とともに総括所見の勧告の内容を1つ1つ粘り強く実現していくことが課題である。条約の履行状況や総括所見について、監視や評価をする仕組みが日本には存在しない。JNNCは前回審査からその仕組みづくりを共通の課題ととらえ、男女共同参画会議の中に女性差別撤廃条約専門調査会をつくることを政府に求めてきたが、未だ実現していない。今回の総括所見には、勧告の実施と次回報告書作成プロセスに際し、政府のみならず、国会の関与を勧めている(14段落)。また、政府から独立した国内人権機関の設立も勧告されている。それが設立されれば、そこで条約履行状況や総括所見の監視や評価を担うことが充分考えられる。国会議員の協力を得ながら、国会の中でそれらの議論を進めていく暫定的な委員会をつくるなど、これまでにない取り組みが求められる。

その上で、勧告を追い風とし、材料としながら、これまで8年程度続けてきたマイノリティ女性の緩やかなネットワークを基盤としつつ、今後何をどう取り組んでいくのかを、関心を寄せる人びととともに語り合っていきたい。10月17-18日には大阪で「みんなで教育・就労などを考えよう」のテーマを掲げ、第2回マイノリティ女性フォーラムを開催する(実行委員会主催)。食肉の街むかひのやコリアタウンでのフィールドワークを行ない、アイヌ民族や沖縄の女性たち、移住女性も集う予定である。新たな出会いを重ね、全国各地の女性たちの多様な取り組みを共有しつつ、女性たちのパワーがはじける、次につながるフォーラムになるに違いない⁽¹⁰⁾。

(はら ゆりこ)



マイノリティ女性の課題にともに取り組んだ参加者たち

(9) アイヌ民族にかかわる研究活動家であるルアレンさんが通訳・翻訳ボランティアとして活躍した。また、海外のNGOを通じて「日本の民族的マイノリティ女性」という枠で、審査活用の事前トレーニングから参加する費用を1名分獲得し、大学院で臨床心理学を学んでいる金季実(キム・ケシル)さんが参加できたことも次につながる希望となった。さらに、これまでマイノリティ女性の取り組みを文章以外の表現で発信していくことが課題だったが、はからずも今回、部落解放同盟の岡井さんと部落解放・人権研究所の西村さんが、一連の取り組みをビデオカメラに収録し、帰国後、早速20分近くのDVDを作ってくださいました。さまざまな機会にこのDVDを活用させていただき、多くの人に紹介できたらと考えている。

(10) フォーラムに関する問い合わせ・申し込みは、IMADR-JC事務局まで。

実感した当事者参加の意義

——アイヌ民族女性の状況を訴える

島崎 直美 (社団法人北海道アイヌ協会札幌支部)

2009年7月22～23日、第44会期国連女性差別撤廃委員会における日本報告書審査がニューヨークで開催された。

前回審査が行なわれた2003年7月、女性差別撤廃委員会にアイヌ女性の現状を訴えるNGOレポートを提出、ランチタイム・ブリーフィングや、ロビイングをまめに行なった。委員たちにはマイノリティ女性の現状を理解していただき、日本政府へ意見を促してもらうのが目的だった。その行動と働きが委員の心を動かし、日本審査においては初めてマイノリティ女性・先住民族女性について審議されたのだった。また、女性差別撤廃委員会からの勧告がきっかけとなり、アイヌ、部落、在日の女性によるアンケート調査が行なわれた。マイノリティ女性たちの間には、実態調査の実施を通じて、共有、共存、連帯意識がうまれた。

私は、今回の会議に参加したことで、当事者たちの参加がいかに大きな意味をもつのか、ということが理解できた。それは、JNNCの働きが見えたことはもちろんだが、女性差別撤廃条約の実施にかかわる諸問題を早期解決するための戦略が重要で、弱者の女性たちの連携が大きなキーになっているということが分かったからである。

ランチタイム・ブリーフィングでのJNNCの各団体代表の発言は、実に短い分刻みの中、順番に訴えていく様子に、思わず頑張れと心の中でエールを送らないではいられなかった。どの団体も、要旨が実にうまくまとめ上げられた発言内容であった。発言する各団体の代表者には、指定されたナンバー席が設けられていた。私たちマイノリティ女性の発言は後半に設定されていた。アイヌ女性に与えられた時間は通訳を入れてわずか1分30秒だった。限られた発言時間だったが、時間制限は守るようにと事前に説明された。委員の心証も大事にしなければならないということらしい。配慮の仕方は完璧だった。事前に提出した文章より短縮しなければならず急ぎよ文章を組み替え、発言原稿を作成した。アイヌ女性として発言する多原さんは秒数

を計りながら、必死に原稿を読む練習に励み、緊張しながらもはっきりした口調で伝えることができた。これは、女性たちの小さな戦場であると感想を持った。

ブリーフィングでは、先住民族アイヌが日本政府による侵略と強制的同化の結果、今なお生活保護率や進学率その他で日本人との大きな格差があること、中でも50代以上のアイヌ女性は非識字者も多く最終学歴や収入において深刻な状況にあることなどを訴え、日本政府にアイヌ女性の実態調査、教育、就労支援の実施を求めると発言した。また、ロビイングにおいて、アイヌ女性が身体的特徴により差別されることを恐れて医師の診察を受けるのを躊躇したり、健康保険に未加入の者も多く医療費が払えずになかなか病院へ行けないことなどを訴えたところ、委員から日本政府への質問で一部がとりあげられた。

マイノリティ女性問題だけではなく、日本国内での女性問題は山積しているのがよく分かった。それらは複雑で、リアルに伝わってこない問題が多いことに気づいた。委員からは、日本政府は女性たちに対する配慮や責任を果たすのが遅れすぎていることや、国内法の整備の取り組み、女性の政治的参加を促進するよう政府に積極的な働きかけの義務があるのはもちろん、日本国が最大限の努力をする必要性が強調された。繰り返されたのは、女性差別撤廃条約の実施がされていないことへの懸念だった。日本政府の回答は制度の説明や、抽象的な発言に終始とどまった。この6年間、マイノリティ女性の省庁交渉の場でのやり取りも惨たんたるものであったことが思い起こされた。今回の会議でさらに明らかになったのは、マイノリティ女性問題についての政府の言及に進展がなかったことに委員たちが不満と不信感を強めたことである。委員からはまた、雇用における男女差別の解消、教育基本法改定による男女平等教育・性教育の後退、マイノリティ女性への差別禁止政策の有無などが指摘された。今後、女性差別撤廃条約を批准した国の責任として、マイノリティ女性問題の早期解決を現実のものとして重く受けとめ、日本国政府が恥ずかしくない回答ができるようにと切に思う。

(しまぎきなおみ)

シャオキョウ委員に働きかける筆者(中央)



日本政府との条約に対する考え方の乖離を痛感 ——マイノリティ女性への差別禁止政策の有無を委員が糾す

山崎 鈴子(部落解放同盟中央女性運動部)

2003年に開催された第4回および第5回報告書審査から6年、女性差別撤廃委員会による第6回日本報告書審査のロビイングと傍聴を行なった。前回に引き続いての参加である。

参加に先立ち、現状の問題点と勧告案を凝縮したレポートとして、女性差別撤廃条約第4条関連「国の政策・方針決定機関への被差別部落女性の参画について」、第10条関連「被差別部落女性の不就学問題と進学率について」・「被差別部落女性の非識字実態と改善施策の必要性について」、第11条関連「被差別部落女性の就業条件の整備の必要性について」、問題点ならびに求める勧告とその背景を、部落解放同盟中央女性運動部から提出。

前回の経験から、委員に部落差別についてまず理解を得ることが重要であることを痛感していたので、今回も事前に、『日本の部落差別 歴史・現状・課題』⁽¹⁾を委員に配布した。

今回のランチタイム・ブリーフィングでは、2005年に部落女性自らが実施した調査の結果を中心に発言した。教育の機会均等が奪われてきた結果、多くの非識字女性の存在が明らかになっていること、仕事では、差別身元調査による不採用の現実とともに不安定就労と低賃金の実態があること、自殺にすら追い込まれる結婚差別や暴力の背景にある部落差別について、実態調査をしない限り効果的な対策を講じられないこと、男女共同参画審議会委員に被差別部落女性の枠はなく政策に反映させるため是非登用してほしいということなどを述べた。基本的には前回の発言趣旨と同様であるが、自分たちで行なった調査に基づいた発言であり、6年間の日本での取り組みの結果でもある。北海道アイヌ協会札幌支部の多原さん、島崎さん、アプロ女性実態調査プロジェクトの梁さんの発言やロビイングも、調査の裏づけに支えられて確信に満ちたものであった。

前回の女性差別撤廃委員会からの勧告で、マイノリティ女性について「分類ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、雇用、健康状態、受けている暴力に関する情報の提供」を求められていながら、第

6回報告で、項目こそ第2条（締約国の差別撤廃義務）関連として「マイノリティ女性について」として初めておこされたが、委員会の求める情報はまったく報告されていない。

審査でラゼック委員（アフガニスタン）は、「マイノリティ女性は特別なニーズがあるのに、政府はマイノリティ女性への政策を別の問題として考慮する必要はないと考えているようだ。政府は部落女性や在日の女性が就労の機会が少ないことを知っているか。マイノリティ女性に対する差別を禁止する政策はあるのか」と日本政府に糾した。午前の部ではまったく質問がだされずに、午後から4人の委員から5回にわたりマイノリティ女性にかかわる質問が出て正直少しほっとした。

今回の審査でも、日本政府のマイノリティ女性に関する答弁は、「人種・信条・身分について差別されないという憲法のもとで、マイノリティ女性についても平等に法や制度が適用される」という論調から一歩も出ていない。また、「人権教育・啓発推進法」が答弁の中で盛んに引用されており、法律を作るのに奔走した当事者よりも政府が国連で多用していた。私たちももっと自分たちが中心になって制定した法律を活用しなければと思う。

委員の多くが日本政府の国際条約の取り扱いにいらだっていたのが印象に残る。条約は宣言ではない。「条約は日本政府をバインドしております」——外務省人権人道課長の答弁はその点明確であった。

2003年、2009年と2回にわたって貴重な経験をすることができた。私が得たことを部落の女性たちにかえしていくのはもちろんだが、多くの部落の女性たち、とりわけこれからの部落解放運動をになっていく女性たちに、是非とも次回への参加を呼びかけたい。

(やまざきれいこ)



NGOランチタイム・ブリーフィングでの筆者(手前、左から2人目)。

(1) 日英対訳のパネル冊子。編集・発行：IMADR/IMADR-JC/部落解放同盟中央本部/部落解放・人権研究所、2001年刊。

個人的なことを、政治的なことに

梁 優子(アプロ女性実態調査プロジェクト)



審査会場にて、委員らとともに
(左端が筆者)

女性差別撤廃委員会日本報告審査現地活動に参加するため、7月21日から25日まで3泊5日間渡米した。私がこの活動に参加したのは、2004年に実施した在日朝鮮人女性実態調査で明らかになった在日朝鮮人女性固有のリアリティ・ニーズ・被差別状況を肉声で届け、少しでも在日朝鮮人女性への差別を解決したいと思ったからである。

7月21日、成田空港で山崎鈴子さん(部落解放同盟中央女性運動部)と待ち合わせて出国、22日、JNNC主催のランチタイム・ブリーフィングで意見表明、その後委員へのロビイングを繰り返し、23日審査傍聴、その後記者会見、夕方には「政府&NGOの懇親会」というスケジュールであった。本稿では、マイノリティ女性(中でも在日朝鮮人女性に軸足を置いて)に限定して私の感想を述べたい。

2003年の審査では、「委員会は日本政府に対し、次回のレポートでは、日本におけるマイノリティ女性の状況について、分類ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、雇用、健康状態、受けている暴力に関する情報を提供することを求める」と勧告している。しかしながら今回の審査における日本政府のマイノリティ女性に関する報告は、法令の紹介にとどまる抽象的なものであり、固有のニーズに対する取り組みについては「ニーズに配慮しないわけではない」ときわめて消極的な発言もなされた。具体的なマイノリティ女性固有のリアリティやニーズを示す数字や情報は皆無であった。このような日本政府委員のマイノリティ女性への姿勢に対して、委員から厳しい批判が続いたのは言うまでもない。ジャマイカのベイリー委員からは「マイノリティ女性の包括的な状況を示す情報や教育へのアクセス」について、フィンランドのブルーン委員からは「マイノリティ女性の労働市場における統合」について、アフガニスタンのラゼック委員からは「社会的スティグマをうけるマイノリティ女性に対する特別な政策のニーズや差別禁止の政策」について、そして中国のシャオキャオ委員からは「マイノリティ女性に対する調査実績や調査計画の有無は、マイノリティ女性も同等

の権利を享受すべきであり、そのような男女共同参画社会の形成が問われているのではないのか」と基本的で具体的な指摘がなされた。日本政府の姿勢と委員の認識のギャップは大変大きなものであった。女性差別撤廃条約は、第2条(締約国の差別撤廃義務)において「遅滞なく追求することに合意し」と定めているが、国際社会の人権水準は、6年前の勧告に回答できていない事態を厳しく批判しており、日本政府は早急に認識を改めるべきである。

政府&NGO懇親会の場で、内閣府男女共同参画局長の岡島敦子さんを含め3名の日本政府の方々、「ニーズはここにあります。是非読んで下さい」と言葉を添えて、在日朝鮮人女性実態調査報告書を手渡した。改めて、在日朝鮮人女性のリアリティはフェイス・トゥ・フェイスでなければ伝えにくいと感じた。

「個人的なことは政治的なこと」である。しかし、戦後補償の未解決、38度線と国交の未樹立、民族差別、ジェンダー差別は、在日朝鮮人女性を憎しみあわせ、バラバラにし、無力化し、貧困化し、社会的スティグマを強いる。その構造は壊れにくく、その圧力は強い。それゆえ、在日朝鮮人女性の個人的なリアリティやニーズがその解放をめざして政治化するためには、多くの困難がともなう。

私は、日本審査現地活動を通じて、各国の委員からマイノリティの女性として生きるための希望と知恵を頂いたように感じる。また、女性差別撤廃条約が在日朝鮮人女性の大きなよりどころになることや、たとえ不器用であっても私自身が行動することの大切さが分かった。「個人的なことを、政治的なこと」にするまでの道のりは遠いが、あきらめたくはない。

この紙面をかりて、JNNCやIMADR-JCの運動を積み上げてこられた女性たち、そして女性差別撤廃にむけ尽力されてこられた多くの女性たちへの感謝の気持ちを伝えたいと思う。彼女たちとのつながりがなければ、社会の教科書でしか見たことのない国際連合のあの椅子に座り、チマチョゴリを着た私が、声を届けることはできなかったからだ。

(やんうぢゃ)

琉球・沖縄人女性の思いは委員会へ届いたか？

——女性差別撤廃条約第6回日本審査を傍聴して

親川 裕子(沖縄市民情報センター)

今回、市民外交センター、琉球弧の先住民族会(AIPR)、そしてIMADR-JCの各NGOからご支援をいただき、CEDAW第6回日本政府報告書審査を傍聴する機会を得た。

条約審査を傍聴するにあたり、私の事前準備の不十分さから琉球・沖縄単独でのNGOレポートを作成することはできなかったが、JNNCの「日本NGOジョイントレポート」として、沖縄の歴史的背景、在日米軍・軍属による性暴力の実情、マイノリティ女性に対する識字教育の必要性などを委員会へ情報提供した。

現地でのロビイングにあたっては、マイノリティ女性(アイヌ・被差別部落・在日・沖縄・移住者)グループの一員として、

- ・教育・社会福祉・保険医療・雇用・DVに関する実態調査の実施
- ・マイノリティ女性の政策決定過程への参画、参加保障
- ・女性差別を含む差別禁止法の制定、国内人権機関の設立

を共通課題とし、審議における日本政府への質問、総括所見への反映を目的として委員に働きかけた。

私たちマイノリティ女性グループは会期開始直後の20日からロビイングをしていたこともあり、何人かの委員に顔を覚えられた。そんな中、日本政府の午前の審議が終わった後のロビイングでアフガニスタンのラゼック委員はマイノリティ女性グループの私たちを呼びとめ、午後の審議で質問する予定の内容の確認をされた。沖縄からは米軍騒音による妊産婦への影響について説明したところ、「Terrible(ひどい)！」と興味を示され、データが欲しいと要望をいただいた。あいにく数値としてのデータを持ち合わせていないが沖縄県の報告書として記載があることや、夜間の爆音機の離発着は現在も後を絶たないことなど情報提供を行なった。それにより、審査も終盤に差しかかった折、幾人かの委員からマイノリティ女性について質問が出された。その中でラゼック委員は、「騒音による妊産婦の影響が出ていると聞いているが、政府は現状を認識しているか？ 対策は取られてい

るのか？」と質問され、答弁にあたった外務省の志野人権人道課長は「在日米軍について協議の必要が生じた場合は、日米両国政府の間でその都度、協議を進めている。夜間、早朝の離発着について協議をしたことがあると聞いている。日中であっても、騒音がひどい場所というものはある。そのためには、騒音低減のため、防音の窓を設置するなどの措置をとっている。防衛省より補助金を出している」という回答を行なった。審査を傍聴しているNGO側から苦笑とも言える笑い声が起こった。時間が押し迫る中、ラゼック委員は「マイノリティの女性に対する差別を禁止する政策はあるのか？」という質問もされた。

今回の審査で、日本政府が沖縄人女性もマイノリティ女性であることを否定しなかったことは重要だ。かつて2001年の人種差別撤廃委員会による日本審査で日本政府は、委員会最終所見に対する「反論文書」を提出した⁽¹⁾。冒頭で「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、一般に、他県出身者と同様、社会通念上、生物学的又は文化的諸特徴を共有している人々の集団であると考えられておらず、したがって、本条約の対象とはならないものと考えている」とし、最終所見の意見を一蹴した。委員から琉球・沖縄に関する質問が出され、政府が答弁を行なったこの一歩の意義は小さくない。

また今回は会期前にNGOのIWRAP Asia Pacific⁽²⁾によるCEDAW参加にあたってのトレーニングを受講することもできた。紙幅の関係上、詳細を記することはできないが、条約の解釈や自らの足元で活用するためのスキルなど、具体的な内容に大きな示唆をいただいた。

最後に今回はマイノリティ女性グループの皆さんと共同してロビイングできたことで多くのことを学ばせていただき非常に有意義だった。深く感謝申し上げ報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(おやかわゆうこ)

- (1) 外務省ウェブサイトより閲覧可能。「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見の提出」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/iken.html>
- (2) 正式名称はInternational Women's Rights Action Watch Asia Pacific(女性の権利行動ウォッチ・アジア太平洋)。女性の人権確立に取り組む国際NGO。本部マレーシア・クアラルンプール。

審議の合間にラゼックCEDAW委員(右端)と話す筆者(左端)。



2009年CEDAW審査における移住女性

レニー・トレンティーノ

(カラカサン〜移住女性のためのエンパワメントセンター
／移住労働者と連帯する全国ネットワーク)

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) による第6回日本政府報告書審査において、移住女性の問題をいかに委員たちにより見えるようにするか——このことを主な目的として、私は、他のマイノリティ女性、その他の日本の女性たちとともに、JNNCの一員として、ニューヨークの国連でのロビイングに参加した。

移住労働者と連帯する全国ネットワーク (移住連) からの派遣という形で参加した私は、CEDAWの委員たちへのロビイングによって、日本政府が、私たちの提案のすべてではないにしても、少なくともいくつかに対しては応えてくれるだろうと期待していた。日本政府が、日本での女性差別撤廃条約の実施で問題のある領域——委員たちから指摘されたような、移住女性やその他のマイノリティ女性にかかわること——を解決すべく、具体的な措置・行動を取ると確約してくれることを望んでいた。しかしながら、そのような私の期待はいまだ現実のものとなっていないと認識している。

日本政府は、「日本には差別はない」という信念を制度化している。このことは、女性に対する人権侵害や差別をめぐるさまざまな問題について専門家であるCEDAWの委員たちが行なった質問や提案に対する、日本政府代表団の答弁によって明らかであった。政府代表たちは、政府はすでに何らかの対策をとっていると指摘することによって、自分たちの態度を正当化しようとしていた。彼ら彼女らはまた、日本での人権侵害の実態や女性差別の存在を否定しようとした。「差別は存在しない」という日本政府の発想は、差別を

めぐる一般大衆の意見や精神構造に多大な影響を与えていると言えよう。そしてその発想はCEDAW審査の間、日本政府代表団が、差別や搾取を受けている日本の女性たちの声を真に聴くことを妨げていた。

喜ばしかったのは、文書によるレポート、ロビイング、ランチタイム・ブリーフィングでの発言を通して、CEDAW委員たちに伝えたかった諸点をたがいに関連づけることができたことである。私の場合、委員たちとそれほどたくさん話す機会はなかったのだが、8人と接触し、資料を手渡し、NGOレポートに書いた日本の移住女性の状況について注意喚起できたのは良かった。私は、移住女性の置かれたさまざまな状況を強調した。たとえば、在留の許可と延長に際し、今なお日本人の配偶者に依存している結婚移住者。その困難で不安定な状態を緩和する包括的な支援の仕組みがない、シングルマザーの移住女性たち。そして、改定入管法の可決成立によって、いっそう見えなくさせられる非正規滞在の移住女性。

委員のうち3人が、移住女性について私が重点的に伝えた問題を取りあげた。1人は移住女性の労働条件、2人目は農村地帯の移住女性、3人目は、結婚移住女性や離婚してシングルマザーとなった移住女性、非正規滞在の女性を保護するため政府が取っている方策についてである。女性の研修生やエンターテイナーに関する問題についても人身売買との関連で取りあげられ、政府は、人身売買に関する国連特別報告者による日本訪問の結果につき、委員会に対して明らかにするよう求められた。

日本審査終了後のNGOの記念撮影で、委員の1人が、Vサインを出して「勝った」と叫んだ。NGO特に移住女性や他のマイノリティ女性の関心事項のほとんどが取りあげられ、日本政府の注意を喚起したのは、勝利であったと感じる。すべての女性に対する差別をなくすためにたたかっている、熱意あふれる経験豊かな女性たちとともに活動した今回の経験によって、私は勇気づけられ、元気づけられた。それらすべては私にとって、ニューヨークでのCEDAW審査後、2015年の次回日本報告書審査までの間、取り組みを続けるのに大切な経験である。

(Leny Tolentino / 原文: 英語、
翻訳: IMADR - JC 事務局)

NGOランチタイム・ブリーフィング
で発言する筆者(左)。



マイノリティ女性を知ることが自分を知ることにつながる

岩本 涼子 (IMADR-JCインターン/上智大学4年)

今回、女性差別撤廃委員会日本審査のために私がニューヨークに滞在したのは約10日間であった。審査に向けたロビー活動が主な目的だったが、IWRAP Asia Pacificが主催する、CEDAW 審査での活動に関するNGO向けのトレーニングにも参加し、非常に濃く充実した毎日を過ごした。ジェンダーの問題におけるNGOの役割や、国連の役割・性質、日本の国際社会での位置を実際に体感できたことは大きな糧となった。また、アイヌ、部落、在日、沖縄の女性たち、そして移住女性たちと過ごすことにより、今まで自分が日本のマジョリティ女性として見てこなかった現実を垣間見ることができ、自分が何者であるか考え直す第一歩となった。

私たちは文字通り1日中、会議の合間に委員をつかまえてはマイノリティ女性についてロビー活動をしていた。国連内の食堂の一角を拠点とし、資料を広げ何度も作戦を練り直し、より効果的なロビー活動をめざした。たとえば、委員たちの専門分野や関心事、「NGO寄り」か「政府寄り」かということもそれぞれ異なり、どの委員がマイノリティ女性の問題により耳を傾けてくれるか判断し、ターゲットを決める必要があった。「忙しいから」と話を聞いてもらえないこともあり、話しかけるタイミングも重要だった。言葉の壁の問題も大きく、皆で一緒に英語で話しかける練習をしたりもした。

ロビー活動を通し、日本のマイノリティ女性の存在・現状について、私が想像していた以上に知られていないと気づき衝撃的だった。また、中にはホモフォビア（同性愛嫌悪）を持つ委員もいると聞き、それも驚きだった。国連の委員と言っても知らないことも多ければ偏見もあると知り、いかにNGOによる情報提供が重要か思い知らされた。ロビー活動をせずついて待っているだけでは国連は何もしてくれない。あくまでも国連は“道具”に過ぎず、マイノリティ女性自身がそれを“利用”することが重要だということ学んだ。

審査本番で委員からマイノリティ女性について言及があった時はひとまず安堵した。しかし、日本政府の回答は一貫して私たちが求めるものではなく、大変失望し、悔しさと悲

しさにいっぱいになった。また、審査前、トレーニングと一緒に参加していた他国のNGO活動家に「日本は先進国なのに女性差別があるの？ 本当にびっくりした！」と言われ、本当に恥ずかしい思いをした。委員からも厳しい指摘が相次ぎ、それに対する日本の回答には時折笑いまで起きた。私が今年の4月まで行っていた就職活動中、「君と同じ能力の男子学生が来たら彼を採る」と言われ憤りを覚えた経験があるが、今回の審査で、自分が女性の権利においては後進国に生まれ育ったのだということを改めて痛感せざるを得なかった。

それでも、私は日本国内ではマジョリティ女性であり、「女性」であることから不利益を被る経験はあっても、その他の部分で差別を受けることはない。私は去年の5月まで約1年間米国に交換留学をしていた。その時、私自身もマイノリティ女性として生活したが、自分には日本に帰国すれば大丈夫だという安心感がつねにあった。しかし日本のマイノリティ女性たちにはそれがない。米国留学中、ちょうどオバマとクリントンが民主党の大統領指名候補争いを戦っており、マイノリティが立ち上がるさまを目の当たりにしていたが、日本国内の、自分のごく身近にもそのような人たちが居ると気づいた時、はっとした。私は、日本に住む人間にとって文字の読み書きができることが特別だと思ったこともなかったし、友人と「投票に行くのが面倒くさい」という会話をするにも何の抵抗も感じなかった。自分に与えられていたすべてが当たり前で、それが実は“特権”だったとは思ひもしなかった。マイノリティ女性を知

ることが、自分を知ることにつながることに気づいたのである。その気づきが今回私にとって一番の収穫であり、今後さらに理解を深め少しでも役に立てよう努力したいと強く思った。

(いわもとりょうこ)

事前にIWRAPのトレーニングに参加したメンバー、および日本選出の林陽子CEDAW委員 (IMADR-JC理事)とともに (右端が筆者)。



女性差別撤廃委員会第44会期 第6回日本報告書審査(抜粋) マイノリティ女性、移住女性、人身売買に関する委員の発言

2009年7月23日/国連本部 第3会議場 IMADR-JC作成

※この発言録は、審査の英語音声記録をもとに作成された。紙幅の都合上、日本政府の回答と、「慰安婦」に関する発言は割愛した(関心のある方はIMADR-JC事務局まで)。

発言者	発言内容
1-6 条	
アオリ委員 (ケニア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・興行ビザに関する質問。 ・警察が2007年10月に、人身売買被害者を早い段階で保護するため匿名の通報ダイヤルを設置したことや、国際移住機関(IOM)その他の国際機関の介入は評価するが、この問題に対処する包括的な法律がない。当委員会としては、人身売買についての包括的な一体化された法律がない限り、人身売買に関するすべての問題には対処できず、既存の法律の改正だけでは不十分と考える。そのような包括的な法律を検討しているのか。 ・外国人研修・技能実習制度を通し人身売買の被害者になるという新しい傾向があると聞く。2001年から女性の外国人研修生が増加しており、研修生制度は低賃金労働・搾取に利用され研修生の人権は侵害されている。受け入れ団体により女性への人権侵害が表面化しないという。にもかかわらず、政府は規制を緩和し小規模団体が研修生プログラムを導入しやすくなっているという問題がある。このジレンマについて情報がほしい。 ・人身売買の国連特別報告者が先週日本を訪問し、非公式にさまざまな勧告が出されたが、その訪問に関する情報を提供できるか。またその後正式にフォローアップがされているのか教えてほしい。
7-9 条	
マイノリティ女性、移住女性、人身売買に関する発言なし。	
10-13 条	
ベイリー委員 (ジャマイカ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育におけるマイノリティ女性について。これは第45回最終コメントでも述べられているが、マイノリティ女性の教育へのアクセスについての情報を含む、それぞれの構成要素に分かれた統計を提出して下さいとお願いした。私が見逃したのかもしれないが、私の見る限りそのマイノリティ女性についての情報が出ていない。マイノリティ女性の問題への取り組み、教育へのアクセスに関するあらゆる懸念、日本の教育システムへの融合、自身の文化を学ぶ機会等についても報告がされていない。
ブルー委員 (フィンランド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベイリー委員がすでに言及した教育に関することだが、労働市場でも教育は重要である。特に、そこでのマイノリティ女性の位置づけについて質問する。マイノリティ女性の中に異なったグループが存在すると理解している。労働市場においてマイノリティ女性と移住女性は、女性の中でも特に弱い立場にあると理解している。仕事をみつけることや適切な訓練を受けることなどにおいて困難に直面している。 ・移住女性やマイノリティ女性を労働市場の中に統合していくために何をしていくのか。具体的な対策は取られているのか。レポートにはこの点に関する情報がほとんど見られない。
ラゼック委員 (アフガニスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティ女性に対しヘルスケアサービスへのアクセスを確実にするため、どのような政策やプログラムがあるのか?マイノリティ女性にとってたくさんの障害があると聞いている。 ・アイヌの女性の場合、貧困や差別が原因でほとんど又はまったくヘルスケアへのアクセスがない場合が多いと理解している。特に、アイヌ女性にとって毛深いということが社会的スティグマになっており、毛深いから医者に行き治療を受けるのも恥ずかしいという影響が出てきてしまっている。政府は、このようなヘルスケアへのアクセスがほとんど又はまったく無いという状況に置かれているアイヌ女性に対し支援をしようという意図はあるのか? ・沖縄県にある米軍基地は、近隣地域の人びとの健康に厳しい悪影響を与えているという。騒音公害は殺人的だと言われるほどひどく、専門家によれば公衆衛生にとってとても危険だという。特に妊娠中の女性やその他の女性に精神的な悪影響を及ぼす。政府はこの沖縄の問題について対策を講じることが必要。また、この騒音公害の影響から妊娠中の女性を守るためにどのような対策がとられているのか?
シャオキャオ委員 (中国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の勧告の中でマイノリティ女性について、教育、雇用、健康、暴力について教えてくれ、と書いたが、再び、マイノリティ女性についての報告が充分ではないことを残念に思う。簡単な言及はされているものの、全体像が分からない。 ・マイノリティ女性、移住女性、シングルマザー、日本人男性と結婚し捨てられた外国人女性たちはすべてそれぞれさまざまな形で、さまざまな分野において差別を受けている。これらの問題については他の委員も言及している。 ・マイノリティ女性が直面する問題を知り、具体的な政策、プログラム、対策を講じるためにマイノリティ女性の状況に関する調査を一度でもしたことがあるのか? ・日本政府代表が、男女平等社会への日本による貢献について言及したが、それを思い出してほしい。マイノリティ女性であろうが、シングルマザーであろうが、すべての女性は同じ人権を享受できなければならない。男女平等社会のより早い実現のためには、マイノリティ女性の問題に立ち向かわなければならないだろう。 ・マイノリティの人たちについての権利を認めるというための研究会を立ち上げたかと聞いている。質問であるが、この研究会には、マイノリティが入っているか?もし誰も入っていない場合、このことが真剣に検討されることを望む。
アオリ委員 (ケニア) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の男性と、外国人の女性の間の結婚が増えている。1992年から2007年にかけて行われた調査によれば、日本での16の結婚のうち1つは、日本人男性と外国人女性のものだという。このような状況では、非常にたくさんの問題が出るのが常であり、特に移住女性は被害を受けやすい。入管法が厳しく、また移住女性は離婚・別居をし、より周縁化される傾向が強いからだ。配偶者によるDVの被害者となったときのみ保護されるというのでは、人身売買の被害者を保護し、人身売買の加害者を示す機会が最小限に抑えられてしまう。彼女らが結婚において保護・安全を保障され日本社会で主流化されるようにすべき。実施されている政策や処置、特に入管法などにおいて、日本人と結婚した移住女性を保護するものがあるか情報がほしい。 ・複合差別に苦しむ、離婚しシングルマザーになった移住女性は、さらなる複合的問題を抱えている。ビザのないシングルマザーの移住女性の問題もある。政府発言で、2008年以来、男女共同参画会議でシングルマザーとその家族、DVの被害者、不安定な雇用状態にある人、在日外国人の問題を検討しており、経済危機に対する措置も出されていると聞いた。また、2009年に、この経済危機に対する措置によりシングルマザーの支援ができていますと政府が証明したと説明があった。しかしこれは委員が求めている答えではない。私たちは結婚や離婚をした移住女性、シングルマザーになった移住女性を対象とした具体的な措置や政策を求めている。彼女らはかなりの悲惨さと複合差別に直面しているのだ。
ラゼック委員 (アフガニスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティ女性についての政府回答はまったくない。マイノリティ女性は特別なニーズがあるにもかかわらず、政府はマイノリティ女性の問題・政策を、別の問題として考慮する必要性はないと考えていると理解している。たとえば、低識字率、DVのさらなる増加、保健医療へのアクセスのしにくさなど、マイノリティ女性は差別され社会的スティグマがあるという現実がある。これらの問題の多くは政策が必要である。政府の義務として重要ではない、含まれなくてもよいと認識されることがないようにし、政策の中でマイノリティの問題を分けて扱うことを奨励する。たとえば、政府は部落女性や在日コリアン女性は雇用へのアクセスが低いことを知っているか?さまざまなNGO団体から、マイノリティ女性たちは大多数の日本人の人びとに許されている特権を持っていないという情報を得た。マイノリティ女性に対する差別を禁止する政策はあるのか?

女性差別撤廃委員会の総括所見 日本 マイノリティ女性・移住女性・人身売買・「慰安婦」関連箇所抜粋

原文英語、翻訳：IMADR-JC

懸念と勧告の主な領域

女性に対する暴力

31. 委員会は、(中略) DV 法が親密な関係内におけるあらゆる形態の暴力を対象としておらず、保護命令への要請と命令発令の間の時間が被害者の命をさらに危くする可能性があることに引き続き憂慮している。委員会はさらに、ドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の女性被害者が申し立てを行い、保護を求めるときに直面する妨害に憂慮する。委員会は、この文脈において、特に、移住女性、マイノリティ女性および被害を受けやすい集団の女性が、ドメスティック・バイオレンスや性暴力の事件を通報することを妨害されるような不安定な状況にあることに憂慮する。委員会はまた、女性に対するあらゆる形態の暴力の広がりに関する情報およびデータの欠如への憂慮を表明する。

32. 委員会は締約国に、女性の人権侵害として女性に対する暴力に取り組み、女性に対するあらゆる形態の暴力に取り組む際に委員会の一般的勧告 19 を全面的に活用するよう求める。委員会は締約国が、ドメスティック・バイオレンスを含むそれら暴力のすべてが受け入れられるものではないという認識を高める取り組みを強化するよう促す。委員会は締約国が女性に対する暴力に関する活動を強化し、保護命令の発令を迅速にし、暴力を受けた被害女性の相談のための 24 時間無料のホットラインを開設するよう勧告する。委員会はまた、締約国が移住女性および被害を受けやすい集団の女性を含む女性たちが、申し立てを行い、保護と救済を求めることができ、それにより暴力的あるいは虐待的な関係に留まる必要がなくなるよう、質の高い支援サービスが提供されるよう保障するよう勧告する。この点において、締約国はドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の通報を容易にするために必要な措置を取るべきである。委員会は締約国がこれら被害を受けやすい女性の集団に向けた包括的な意識高揚プログラムを全国的に実施するよう勧告する。委員会は、締約国が、法執行職員を含む公務員、裁判官、医療提供者そしてソーシャルワーカーが関連する法規定を熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であること、そして被害者に適切な支援を提供する能力があることを保障するよう求める。委員会は締約国にドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力の広がり、原因および結果に関するデータを収集して調査を実施し、それらデータをより包括的な措置と目標を定めた介入の基礎として利用するよう促す。委員会は締約国に次回の定期報告に、統計資料と締約国が取った措置の結果を含めるよう勧告する。

37. 委員会は、「慰安婦」の状況に関して締

約国によって取られたいくつかの措置に留意するが、締約国は第 2 次世界大戦中に被害にあった「慰安婦」の状況のために恒久的な措置を取っていないことが判明したことは遺憾であり、かつまたこの問題に関する教科書の記載が削除されたことに懸念を表明する。

38. 委員会は、被害者への補償、責任者の処罰及びこの犯罪についての公衆の教育を含む「慰安婦」の状況の恒久的な解決を見出すため、緊急に努力するようにとの締約国に対する勧告を繰り返す。

人身売買と売春からの搾取

39. 匿名通報ダイヤルの開設など、人身売買をなくすために締約国が行なった努力を歓迎する一方、委員会は女性と少女の人身売買の執拗さ、売春からの搾取、そして人身売買の女性被害者の社会復帰を目指した措置の欠如について引き続き懸念している。興行ビザの交付の急激な減少に満足をもって留意する一方、委員会は研修制度や研修生制度が強制労働や性的搾取の目的で利用されることに懸念する。委員会はさらに、売春女性は売春防止法のもと訴追されるが、顧客は処罰を受けないことに懸念する。

40. 委員会は締約国に人身売買の被害者の保護と支援のためのさらなる措置をとり、女性の経済的状況を改善する努力を高めることで搾取や人身売買に対して彼女たちが被害を受けやすい状態を取り除き、人身売買の根本的原因の解決に取り組み、同時に売春からの搾取と人身売買の被害者である女性や少女の社会復帰および社会統合のための措置を取るよう要請する。委員会は締約国に売春の需要を抑えることも含め、女性の売春からの搾取を抑制する適切な措置をとるよう求める。委員会はまた、締約国に売春女性の社会への再統合を促進し、売春で搾取された女性および少女に社会復帰および経済的自立のプログラムを提供するよう促す。委員会は締約国に、引き続き研修制度や研修生制度におけるビザの発行を注意深く監視するよう要請する。委員会は締約国に、国連組織犯罪防止条約人身取引議定書（国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人、特に女性及び子どもの取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）を批准するよう求める。

政治および公的活動への平等な参加

41. 委員会は政府、国会、地方議会、司法、学会、外交における高位の職に就く女性の低い比率に懸念する。委員会はマイノリティ女性の政治および公的活動への参加に関する統計資料の欠如に留意する。

42. 委員会は締約国に条約第 4 条パラグラフ 1 および委員会の一般的勧告 25 に従って、女性と男性との事実上の平等の実現を加速化させるため、とりわけ特別措置の実

施を通して政界および公職での女性の代表を増やす努力を強化するよう促す。委員会は締約国に政治および公共機関での女性の代表は人口の多様性を全面的に反映しているよう保障することを奨励する。委員会は締約国に、政界や公職、学会、外交官における、移住およびマイノリティ女性を含む女性の代表に関するデータおよび情報を次回の定期報告で提供するよう要請する。委員会は締約国に、特に条約の 7 条、8 条、10 条、11 条、12 条および 14 条の実施の促進に関連して、割当て、標準値、目標値、インセンティブなど幅広い可能な措置を使うことを検討するよう求める。

マイノリティ女性

51. 委員会は、締約国において、社会全体およびそれぞれのコミュニティの両方でジェンダーおよび民族的出身に基づく複合差別を受けているマイノリティ女性の状況に関する情報および統計データがないことを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利の促進のために、各マイノリティ集団に向けた政策的枠組みを含む積極的な措置がないことを遺憾に思う。

52. 委員会は締約国に、マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す。この目的のために、委員会は締約国に、マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めるよう締約国に求めた要請 (A/58/38、パラ 366) を繰り返す。この文脈において、委員会は締約国に先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施するよう求める。

被害を受けやすい女性集団

53. 委員会は被害を受けやすい女性集団、とりわけ、雇用、医療、教育そして社会的便益へのアクセスに関して、複合差別をしばしば受けている農村女性、シングルマザー、障がいをもつ女性、難民および移住女性のグループに関する情報と統計資料の欠如に留意する。

54. 委員会は締約国に、次回の定期報告において、条約の対象であるすべての領域における被害を受けやすい女性集団の実情を包括的に表す全体像と具体的なプログラムや成果に関する情報を提供するよう要請する。委員会は締約国に、被害を受けやすい女性集団の特定のニーズを満たすようなジェンダーに特化した政策とプログラムを採択するよう求める。